本宮市農業委員会 平成30年2月総会 議事録

- 1. 開催日時 平成30年2月19日(月)午後1時30分
- 2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
- 3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤	孝昭	2番	渡辺	喜一	3番	渡邉	謙輔	
						6番	國分	新司	
7番	渡邉	孝一	8番	渡邊	平二	9番	伊藤	隆一	
農地利用最適化推進委員									
1番	石橋	広基	2番	遠藤第	於太郎	3番	遠藤	俊雄	
4番	遠藤	秀男	5番	國分	隆一	6番	佐藤	一徳	
7番	三瓶	和彦	8番	三瓶	修藏	9番	鍋島	正則	
10番	根本	市徳				12番	渡邉	利一	

- 4. 欠席委員 農業委員会委員 4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸
- 5. 遅参委員 農地利用最適化推進委員 11番 渡邊 善幸
- 6. 職 員 事務局長 渡邊 孝江
- 7. 書記主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。欠席の通告は、 農業委員4番國分政利委員、5番遠藤政幸委員、推進委員10番渡邊善幸委員

です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。(時節の事柄)

事務局長本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事

録署名委員を指名します。6番國分新司委員、7番渡邉孝一委員を指名いたし

ます。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行

います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

佐藤孝昭委員 議長

会長伊藤 隆一 1番佐藤孝昭委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、佐藤孝昭です。遠藤政幸委員、鍋島正則委員、

根本市徳委員です。去る2月9日、12時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第10号農地法第5条第

1項の件番4は、五百川踏切改修工事に伴う現場事務所・資材置場の一時転用です。

件番5は、昨年9月議案で譲渡人死亡による審議未了案件の再申請です。議案

第11号「現況確認証明願い」は、現地調査の結果、下草の管理などされている状況であり、非農地とは認められないものであるため、不受理扱いとし、議案書より削除願います。申請はいずれも土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 1月定例会で許可の農地法第3条、農地法第4条、農地法第5条、第5条事変 現況確認証明願いについて、事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 1月定例会で許可の農地法第3条1件、農地法第4条1件農地法第5条8件、第5条事変1件現況確認証明願い1件は1月25日付で、許可指令証を交付しております。以上報告致します。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、「農地転用現地調査委員長報告」につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、 日程に従い議案の審議を行います。

> 議案第8農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請 1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邉謙輔委員 議長

会長伊藤 隆一 3番渡邉謙輔委員

渡邉謙輔委員 議案第8号件番1について、2月12日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤 秀男委員と致しました。件番1については、生前一括贈与であり後継者は農業 に従事しており、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、 不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきま しては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員遠藤秀男委員は補足説明はありますか。

遠藤秀男委員 農業委員渡邉謙輔委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可と することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1 項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

申請2番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡辺喜一委員 議長

会長伊藤 隆一 2番渡辺喜一委員

渡辺喜一委員 議案第8号件番2について、2月12日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤 一徳委員と致しました。件番2については、譲受人は農業に従事しており、耕

作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と

判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員佐藤一徳委員は補足説明はありますか。

佐藤一徳委員 農業委員渡辺喜一委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請2番は許可と することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1 項申請2番は許可とすることに決定いたしました。

次に3番から5番は、関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第10

条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせて頂きます。

議案第8号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請3番から 5番について事務局の説明を求めます。

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡辺喜一委員 議長

会長伊藤 隆一 2番渡辺喜一委員

渡辺喜一委員 議案第8号件番3~5について、2月12日に現地調査及び申請内容の確認を三 瓶修藏委員と致しました。件番3~5については、生前一括贈与を含む申請で あり、後継者は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地 確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番3~5につきましては、許可適当と判断いたしました。

現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員三瓶修藏委員は補足説明はありますか。

三瓶修藏委員 農業委員渡辺喜一委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 なお、本件番4につきましては、本農業委員会委員、6番國分新司委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を求めます。

暫時、休議します。

(休議中)

6番國分新司委員退席

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第8号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請3番から 5番について許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第8号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第 1項申請3番から5番について許可とすることに決定いたしました。

暫時、休議します。

6番國分新司委員復席を認めます。(休議中)

(6番國分新司委員復席)

申請6番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8番渡邊平二委員

渡邊平二委員 議案第8号件番6について、2月12日に現地調査及び申請内容の確認を石橋 広基委員と致しました。件番6については、農地拡大のため農地取得するもの であり、農業に従事しており、譲受人は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請 内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏 まえ、件番6につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告 と致します。

会長伊藤隆一推進委員石橋広基委員は補足説明はありますか。

石橋広基委員 農業委員渡邊平二委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請6番は許可と することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1

項申請6番は許可とすることに決定いたしました。

申請7番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8番渡邊平二委員

渡邊平二委員 議案第8号件番7について、2月12日に現地調査及び申請内容の確認を石橋

広基委員と致しました。件番7については、法人取得であり法人の利用権設定 地は耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備 は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番7につきましては、許可

適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 推進委員石橋広基委員は補足説明はありますか。

石橋広基委員 農業委員渡邊平二委員の説明とおりです。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請7番は許可と

することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第8号農地の権利移動制限について農地法第3条第1

項申請7番は許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定によ

る申請1番を上程します。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第9号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項申請1番は許可と することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第9号「農地の転用制限について」農地法第4条第1 項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

> 議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請1番について事務局の説明 を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に よる申請1番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請1番は、 許可することに決定を致しました。

申請2番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に よる申請2番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請2番は、

許可することに決定を致しました。

申請3番について事務局の説明を求めます。

事務局長議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に

よる申請3番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請3番は、

許可することに決定を致しました。

申請4番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に

よる申請4番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 降一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請4番は、

許可することに決定を致しました。

申請5番について事務局の説明を求めます。

事務局長議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に

よる申請5番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請5番は、

許可することに決定を致しました。

申請6番について事務局の説明を求めます。

事務局長議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に よる申請6番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請6番は、 許可することに決定を致しました。

申請7番について事務局の説明を求めます。

事務局長議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請7番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請7番は、 許可することに決定を致しました。

申請8番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第10号農地法第5条第1項の規定に よる申請8番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第10号農地法第5条第1項の規定による申請8番は、 許可することに決定を致しました。

次に、議案第11号「現況確認証明願いについて」を上程します。 申請1番 について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第11号 「現況確認証明願い」の申請

1番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第11号 「現況確認証明願い」の申請1番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。

尚、件番2は現地調査委員長報告のとおり、不受理と致しましたので、議案書より削除願います。

次に、議案第12号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。 事務局 の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案再設定 25 件、新規設定 13 件、追加新規設定 2 件、計 40 件の議案に対す る質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」議案再設定25件、新規設定計13件、追加新規設定2件、計40件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 12 号「農用地利用集積計画の決定について」議案再 設定 25 件、新規設定 13 件、追加新規設定 2 件、計 40 件の議案は本宮市長よ り送付された計画案の通り決定いたしました。

> 次に、追加議案第13号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を 上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明) (追加議案書 議案第13号をご覧願います。中間管理 機構より別紙2名に配分計画がなされましたので、農業委員会として意見を述 べるものです。)

会長伊藤 隆一 「農用地利用配分計画(案)」に伴う新規設定2件の議案に対する審議を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第13号「農用地利用配分計画(案)に 意見を求められたので、審議結果「原案のとおり意義なし」と回答することに 異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第13号「農用地利用配分計画(案)に意見を求められた

ので、審議結果「原案のとおり意義なし」と回答することに決定したしました。 次に、追加議案第14号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」を上程 します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。追加議案第14号「本宮農業振興地域整備

計画の変更について」異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、追加議案第14号「本宮農業振興地域整備計画の変更につい

て」は異議なしの意見を附し回答することに決定致しました。

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者

より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会2月の定例会を終了いたします。

平成30年2月19日 (閉会午後3時33分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長	伊藤	隆一
米内の五千日	I Tol (A)	₩
議席6番委員	國分	新司
議席7番委員	渡邉	孝一